

国の指示権を拡充する地方自治法改正案の慎重審議を求める意見書

昨年末の第33次地方制度調査会の答申を受け、通常国会に地方自治法改正案が上程される見込みとなった。国は本国会での成立を目指しているとのことである。

改正案では大規模災害、感染症まん延など「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」が発生した場合、個別法に規定がなくとも、国は自治体に必要な指示を行うことができるの特例を設けることとしている。その場合、閣議決定を経ることが条件となり、自治体はその指示に応じる法的義務を負うこととなる。なお、指示を行う際には、自治体に資料や意見の提出を求めるなどの規定が明記されている。

上記答申には、新型コロナウイルス禍での国と自治体との間の調整の難航が例示されているが、これに加えて、岸田首相が昨年6月に「デジタル行財政改革」の名目での「国と地方の役割の再定義」を記者会見で明言したことも考慮するならば、デジタル化による国の役割の増加を背景に、国への再集権という意図も否定できない。いうまでもなく地方分権、国と地方は対等・協力の理念に逆行するものだ。

まず「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」という指示権行使の前提の曖昧さが指摘される。国がいくらでも拡大解釈できるのは、安保法制の強行成立の際と酷似している。そして、各自治体の特殊性や独自の事情を東京の国中枢が適正に把握・判断できるのか、という疑念も払拭できない。コロナ禍の初期、安倍首相（当時）が唐突に全国一斉休校を要請し、自治体、学校、保護者が大混乱したことは記憶に新しい。本改正案では「要請」ではなく応じる義務を負う「指示」になり、国の権限は格段に強化されるのである。

たしかに人口減少で税収や人材の不足に直面する小規模自治体にとって、デジタル化、分権化の役割を担うことが難しくなっていることは否定できない。しかしそうであれば、自治体間の広域調整機能や自治体支援機能の強化こそ地方分権にかなう施策であろう。

全国知事会からは「国と地方の対等な関係が損なわれる」との懸念が出されている。本国会での法案審議においては、日本国憲法の「地方自治の本旨」そして地方分権の理念にのっとり、慎重な審議を行うようここに強く求めるものである。